

教委体第 717 号

令和4年5月25日

各県立学校長 殿

体育保健課長

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について（通知）

上記のことについて、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添（写）のとおり通知がありました。

通知では、令和4年5月20日に厚生労働省から公表された「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱について」及び令和4年5月23日に新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されたことを受け、特にこれから夏季を迎えるに当たり、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について改めて基本的な考え方や留意事項等が示されています。

については、下記の事項に十分留意の上、児童生徒等に対し適切に指導願います。その際、別添（写）令和4年5月25日付け事務連絡「マスクの着用に関するリーフレット」も活用ください。

なお、今回の通知により、現在の学校衛生管理マニュアルの記載及びその取扱いを変更するものではないことを申し添えます。

記

- 1 現在の学校衛生管理マニュアル等の記載をより具体の場面に即して明確化したものであり、実際の運用に当たっては、学校等の実情に応じたものとしつつ、学校衛生管理マニュアルの他の記載や関係の通知・事務連絡等も併せて参照すること。
- 2 記載する場面において児童生徒等のマスクの着用を禁止する趣旨ではないことから、熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒等に対しても適切に配慮すること。

\*添付文書

- ・「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」  
(令和4年5月24日付け事務連絡・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課)
- ・「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について」  
(令和4年5月23日付け事務連絡・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課)
- ・「マスクの着用に関するリーフレットについて」  
(令和4年5月25日付け事務連絡・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課)

【担当】	学校保健・食育班 秋吉・村上・阿南 学校体育班 仲摩
------	-------------------------------------